

○整備水準の考え方

住区基幹公園の量的な整備水準として「都市計画中央審議会」平成7（1995）年7月答申における都市公園等整備の長期目標の内訳から2.0m²/人を参考値として設定し、整備水準の検討に当たっては、検討区域の人口の推移等を踏まえて行います。

表5 住区基幹公園の整備水準

公園種別		標準値の内訳 (m ² /人)
基幹公園	住区基幹公園	2.0
	街区公園	0.5
	近隣公園	1.0
	地区公園	0.5
	都市基幹公園	2.25
	総合公園	1.5
その他公園	運動公園	0.75
	特殊公園	4.25
	緩衝緑地	-
	都市緑地	-
	緑道	-
大規模公園	都市林	-
	大規模公園	1.5
	広域公園	1.0
	国営公園	0.5
都市公園等合計		10.0

○アクセス性の考え方

住区基幹公園の誘致距離の数値表示は平成15（2003）年の都市公園法の改正により廃止されましたが、参考値として都市公園法運用指針（平成29（2017）年6月）に一般的な住宅市街地における住区基幹公園の標準的な誘致距離が街区公園250m、近隣公園500m、地区公園1kmと示されています。

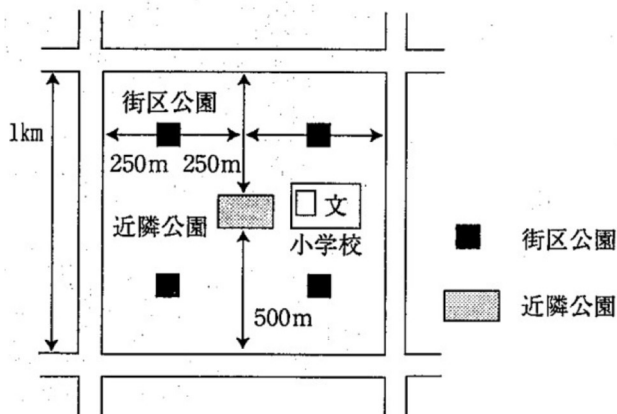


図10 都市公園の標準的な配置基準

（日本公園緑地協会 公園緑地マニュアルより）

一方で、標準的な配置基準としては以下の図が示されているところであり、これをみると実際の徒歩距離としては誘致距離の2倍程度の範囲と想定されます。

アクセス性の確認に当たっては、見直し対象公園から誘致距離参考値を半径とする圏域のエリアを、既存公園等の同圏域がカバーしているかどうかを確認するとともに、カバーできていない範囲については、既存公園等までの実際の徒歩距離が、行きつく公園の種別の誘致距離参考値の2倍程度に収まっているかについて確認するものとします。

○見直し対象公園の当初都市計画決定理由

◇昭和 24 (1949) 年 5 月 20 日決定の 1 公園 (東川緑地公園)

本市は戦災に依り市街地の過半を焼失したのでここに従来の都市計画に根本的に再検討を加え市民の厚生体育施設を考慮し都市の美観を計り、大公園三、小公園四を計画し併せて家屋の連擔を防ぎ防災を兼ね健全な都市の発達を促進せんとす。

※大公園三は現在の東緑地、西緑地 (いずれも周南緑地)、徳山公園であり、東川緑地公園は小公園のうちの一つ

◇昭和 38 (1963) 年 12 月 21 日決定の 5 公園 (河原街区・久米・太華・沢田・金剛山公園)

本市の都市計画公園はさきに大公園 3、小公園 12 を計画決定されており又大迫田公園については、ゴルフ場建設も併せて事業計画の決定をなされていたが、石油化学コンビナート等の大工場の進出発展に伴い市の後方地域に区画整理事業及び周南団地造成計画も立案され、ここに都市計画としての一大転機にたち至ったので、公園計画にも再検討を加え計画の内容を新旧併せて決定し、又大迫田公園事業も同時に決定せんとするものである

◇平成 9 (1997) 年 3 月 19 日決定の 1 公園 (沢田街区公園)

当該公園は、JR 山陽本線徳山駅から約 4.0km 東方の下松市との行政界近くに位置し、また用途地域としては準工業地域に位置していますが、近年、周辺地区の住宅化が進み、公営住宅も近接している状況にあります。

そこで、近接した居住者の憩いの場及び児童の健全な遊び場を確保すると共に都市環境の向上を図るため、計画決定し整備しようとするものであります。

【あ行】

・オープンスペース

公園・広場、河川・湖沼、山林、農地等、一定の空間的広がりを持ち、建物によって覆われることのない土地や空間。都市内においては、建物の敷地内に確保された開放性の高いまとまった広さの空地や空間で、広場や歩行者用通路等として人々が自由に通行・利用できる場所をいう。

【か行】

・公共施設等総合管理計画

平成 25 (2013) 年 11 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」や、平成 26 年 (2014) 4 月に国から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」等に沿って策定する計画。公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的にしている。

・コミュニティ

地域社会または地域共同体。

【さ行】

・児童遊園

児童に健全な遊びを与え健康を増進し、情操を豊かにするとともに、交通事故等を防止するために設置する公の施設。地元からの提供や宅地開発により造成された土地を利用して条例に基づき設置。

・市民センター

公民館ではできなかった収益を生む活動など、地域の実情に応じて、より柔軟で自由度の高い地域づくりが展開できる施設。周南市では平成 30 (2018) 年 4 月 1 日より公民館から市民センターに移行。

・ストック効果

整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果。

・戦災復興土地区画整理事業

太平洋戦争後の日本において空襲を受けて破壊された都市の復興のために策定された都市計画に基づき行われた事業。

【た行】

・都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、平成 4（1992）年の都市計画法の改正により創設された。市民に最も近い立場にある市町村が都市づくりの課題に対応しつつ、市民の意見を反映させながら都市づくりの具体的な将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等を定める。

・土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民等の生命または身体に危険が生じるおそれがあると認められる区域のこと。

・土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危険が生じるおそれがあると認められる区域のこと。

・土地区画整理事業

土地所有者等から土地の一部を提供してもらい、土地の区画形質の変更を行い、道路、公園、下水道等の新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させる事業

【な行】

・ニーズ

要求や求めのこと。

・農村公園

農村住民のレクリエーションのために建設される公園

【は行】

・普通公園

都市公園法以外で他の条例に定めのない公園のことで、市町村が普通公園条例により定めている公園のこと。

【ま行】

・まちづくり総合計画

総合的かつ計画的な市政の運営を図り、本市のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的として策定するまちづくりの基本的な指針。

・緑とオープンスペース

都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅の植栽地等）、民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化等）、法律や条例等により保全されている地域性緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区等）を包含する概念。

・緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づき自治体が策定するもので、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策等を定める基本計画。

【ら行】

・立地適正化計画

都市再生特別措置法に基づき、居住機能や福祉・医療・商業等の都市機能の立地、公共交通の充実に関する包括的なマスタープラン

・レクリエーション

疲労回復や健康の維持増進、精神的安定や生きがい、自己実現欲求の充足、人間関係やコミュニケーションの形成等を実現する余暇活動。

《周南市の計画の概要説明》

・周南市公共施設再配置計画及び地域別計画

将来にわたり必要なサービスを提供していくことを基本としつつ、身の丈に合った施設保有量を実現するため、公共施設の再配置に向けて、その基本方針や目標、手続き等を示した計画で平成27（2015）年8月に策定。「地域別計画」は、この計画の中で位置付けられており、施設分類ごとに策定された「施設分類別計画」間における調整により、優先的に取り組むこととされた該当施設が立地する地域又はその一部において、周辺施設を含めた公共施設群を対象として策定する再編・再配置計画となっている。

・周南市公共施設白書

市の公共施設の現状や課題について整理したもので平成25（2013）年11月に策定。